

## 第 55 回産業統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 5 月 16 日（月）16:00～18:17
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 川崎 茂
  - （委 員） 西郷 浩
  - （専 門 委 員） 岸本 淳平、小針 美和、納口 るり子
  - （審議協力者） 前田 浩史（一般社団法人 J ミルク専務理事）、財務省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県
  - （調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室：成瀬室長ほか  
農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：岩濱課長ほか  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐
  - （事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官  
総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更について」
- 5 概 要

牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、牛乳乳製品統計調査の「未諮問基幹統計としての確認事項」、「報告を求める事項の変更」及び「集計事項の変更」並びに農業経営統計調査の「調査対象の範囲の変更」について審議が行われ、一部の事項については、農林水産省において再度整理し、その結果を次回以降の部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

#### （1）牛乳乳製品統計調査

##### ア 「未諮問基幹統計としての確認事項」について

- ・ 従来は、ほぼ全ての生乳が本調査で調査対象としている乳製品に用いられていたことから、生乳の需給状況や、乳製品のマーケットの動向、乳製品の過不足に際しての輸入数量といったことを判断する上でも現在の調査事項で十分であった。しかし、前回答申のあった平成 18 年以降、この 10 年間で牛乳乳製品のマーケットは相当変化しており、各乳製品の生産に対して、どれくらいの量の生乳が振り向けられているのか、実態を明らかにすることが必要と考える。

本調査で把握しているチーズやクリームよりも大きな生乳のシェアを占めている脱脂濃縮乳については調査対象となっていない。乳製品のマーケットや消費者の消費動向が変化中、マーケットの実態を十分に把握するためには、脱脂濃縮乳等、一定のシェアを占める乳製品についてもどれだけの量の生乳が振り向けられているのか把握することについて検討してほしい。

- ・ 現在、生乳換算で約 30 万トンから 35 万トンの乳製品が輸入されており、我が国の乳製品のマーケットはかなり輸入依存性が高くなってきている中、輸入量の変動は国内需給に大きな影響を与えることから、主要な乳製品については、輸入量及び在庫量を把握することが重要である。

また、規制改革会議（農業ワーキンググループ）でバター不足問題について議論された際

に、その発生の原因がどこにあるのか十分に検証できなかったところであり、本調査において当該問題の改善に資する情報を得るため、バター在庫量についても、脱脂粉乳のように、現在の国産・輸入一括の把握から国産・輸入別に分けて把握することについて検討してほしい。

- 定期的に政策実施部局と本調査結果の利活用状況や統計ニーズ等に関する情報交換等を行っており、今回、政策実施部局と「環太平洋パートナーシップ協定」（以下「TPP協定」という。）の関係で本調査について協議した際にも、御指摘のような要望は特に寄せられなかった。御指摘の点については、政策実施部局における利用ニーズや政策等への結果の利活用といったことも十分考慮しながら、今後検討していくべきものと考えている。
- 政策実施部局の意見等を踏まえてということであるが、今後、引き続き検討が必要な事項であり、今後の審議や答申の取りまとめの中で整理することとしたい。

- ・ 前回答申（平成18年8月）における指摘事項（月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるようにすること）への対応については、調査対象月翌月25日の公表データと、調査対象月翌月の18日までに調査委託の民間事業者から報告されるデータとの間に大きな差異がみられないことから、必要な確認・精査等を行った概数データを所要の手続きを取った上で、鉱工業生産指数（速報）に反映してもらうべく経済産業省に提供することとしたい。なお、これについては、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続き等に十分留意することを含め、経済産業省とも十分な調整を行い、適切に対応することとしたい。

→ 鉱工業生産指数（以下「IIP」という。）では、月末の速報公表に反映させるためには、土日を含め一週間程度前までに生産量等のデータの提供をお願いしたい。IIPについては、速報と確報の差があまり生じないように作成しているが、資料を見る限り調査対象月翌月18日時点のデータと同25日の公表値の間では差異はほとんどみられないようである。今後、農林水産省の内規において、当該データを当省に提供可能とするようにすることも含めて、両省間で調整していきたいと考えている。

→ IIPの速報と確報で差が生じないように留意の上、調整を進めてほしい。

→ 調査を委託している民間事業者による疑義照会の結果、どの程度数値が変動するのかが分かれば、調査対象月翌月18日時点のデータを利用することの適否について確認できるのではないかと考える。

→ 調査対象月翌月18日の時点のデータは、民間事業者による疑義照会を既に終えているものであり、結果的に当該データと公表値との間の差異はほとんどみられない状況となっている。

- ・ 規制改革会議では指定生乳生産者団体制度の廃止が提言されているが、指定生乳生産者団体とは、本調査で調査対象とする乳製品工場とは違うものなのか。仮に制度が変更された場合、この統計に影響が生じるのか。

→ 全国に10ある指定生乳生産者団体は本調査の対象ではない。仮に当該制度が廃止されても、調査対象である乳製品工場を経由せずに牛乳乳製品が流通することはほとんどないと思われるため、本調査との関係では影響はないものと考えている。

## イ 「報告を求める事項の変更」について

- ・ ホエイパウダーの生産量及び在庫量について、関連する事業者は大手乳業メーカーを中心

に10社程度ということであったが、事前にホエイパウダーを生産している事業者を把握することは可能か。

→ 現時点では10社程度と認識しているが、今後、TPP協定の締結により、取扱事業者が増加する可能性も考えられることから、全ての報告者に調査票を配布して調査することが必要であると考えている。

→ 報告者数が余りに少ないと秘匿措置を講じざるを得ず、公表できなくなるおそれはないのか。

→ 全国計の値を公表することとしており、特に問題ないものと考えている。

→ ホエイパウダーは、チーズの製造過程に発生する副産物であるホエイを乾燥させたものであり、生産規模がかなり大きな工場でなければホエイパウダーを製造できないため、地域的にも主に北海道に限定されるのではないか。

一方、在庫量については、生産規模が比較的小さな事業者においても、脱脂粉乳が不足した場合の代替として、輸入物のホエイパウダーを在庫として持っている可能性があり、今後、このような事業者は増加していくものと思われることから、セーフティネットの施策を考える上でも重要な情報となるのではないか。

なお、ホエイパウダーと脱脂濃縮乳の間にも脱脂粉乳と同様に代替性があり、この観点からも脱脂濃縮乳を調査対象とすることが必要ではないかと考える。

## (2) 農業経営統計調査

### ア 「調査対象の範囲の変更」について

- 任意組織経営体は、その数が減少傾向にあり、また、法人化への移行過程段階にあるという位置づけ等から、統計ニーズが低下しているため、本調査の対象範囲から削除することとしては一定の理屈があると考え。今後は、別途実施している集落営農実態調査において、任意組織経営体である集落営農に係る実態を把握することとしているが、同調査の調査周期や調査事項について本調査とどの程度共通性があるのか。

→ 集落営農実態調査は毎年実施している一般統計調査であり、市町村を報告者として、当該市町村に所在する集落営農の実態について報告を求めているものである。同調査では、共同経営の状況、事業内容、経営所得安定対策等の加入状況、構成員の状況、雇用の状況などについて把握しており、本調査と共通する部分はあるものの、収入や経費の詳細な状況までは把握していない。しかしながら、任意組織経営体については、法人化に向けての準備・調整期間と位置づけられていること等から、構造的な動向を把握することで施策上のニーズには対応できるものと考えている。

- 任意組織経営体である集落営農に対する調査を廃止することは特段問題ないものとする。一方で、一戸一法人について、本調査では個別経営体に区分しているが、一戸一法人でも雇用が発生しており、外形的にも組織経営体と差異のないケースもみられるが、どのような考えでこのように区分しているのか。

→ 農林業センサスの調査結果を本調査の母集団情報としているため、同センサスにおける一戸一法人に係る区分に準拠しているものである。しかしながら、農業経営体を対象とする経営統計調査として考えた場合、将来的に個別経営体と組織経営体をどのように整理するのか検討することが必要であると認識しているところである。

- 任意組織経営体を調査対象範囲から除外することは、様々な事情等を鑑みると特に問題ないと思うが、近年、組織法人経営体の中身も NPO 法人の参入等、かなり変化してきている。個別経営体と組織法人経営体の定義や区分などに関し、経営統計としてどのように整理するのがより望ましいのかについて、今後の検討課題として留意していただきたい。  
→ 御指摘の点についても認識させていただきたい。
- 任意組織経営体においては、収支面で利益が出れば、次年度に持ち越すことはできないはずであり、構成員間で利益を配分することとなり、1年間の終わりには収支は「0」になるということではないか。本調査では、どこまで把握していたのか。  
→ 本調査では、任意組織経営体である営農集落における1年間の経営収支を把握しているが、当該経営体の構成員間における利益の分配までは把握していない。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 5 月 30 日（月）16 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。